

2024年2月12日

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」に対する意見

「AIと著作権に関する考え方について（素案）」の性質・位置付けについて、公的に承認された解釈を示すものではないことを明示し、強調すべきである。

（1「はじめに」、5「各論点について」、項目6「おわりに」に関する意見）

現在のAIと著作権をめぐる議論状況の下で、文化審議会著作権分科会法制度小委員会（以下、小委員会）での検討が行われ、著作権法30条の4の解釈等の様々な論点に関する整理がなされることには意義があると考える。

しかし、このような著作権法の条文（特に30条の4のように明確性と柔軟性のバランスを図る趣旨で設けられた柔軟な制限規定）の解釈については、本来は具体的な紛争が現実化した場合に当該事案やその時点での社会状況等の事実関係を踏まえて、裁判所による判断が示されていくのが本筋である。

意見募集の対象である「AIと著作権に関する考え方について（素案）」（以下「素案」と呼ぶ）では、解釈論上ほぼ異論がないものだけでなく、解釈や結論が大きくわかるような具体的な事例や現時点では事案自体が法的紛争として顕在化しておらず仮想的なものに過ぎない事例についてまで過度に踏み込んだ考え方が示されている記述がある（例えば、学習を制限する技術的な措置に基づく学習用データベースの販売可能性の推認とこれに基づく30条の4但書該当性に関する記述（「素案」23頁））。

著作権法30条の4等の柔軟な制限規定の適用については、特定の解釈が採用される可能性や様々な状況が問題となりうること等により、侵害のおそれが完全には否定できない場合は少なくない。しかし、社会状況も含めた具体的な事案を前提としなければ確定的な判断ができないような事例についてまで、小委員会のような公の機関が、今回の「素案」のような形であえて著作権侵害の可能性を指摘することは、特に著作権侵害について刑事罰が設けられていることに鑑みると、新たな表現活動やAIの開発・研究等に対して過度の萎縮を及ぼすことが強く懸念される。

とりわけ、「素案」で示された解釈が公的に承認された唯一の考え方であるかのように社会的に受け止められること、AIを巡る技術や社会の認識が刻一刻と変化する中でもなおそれが一人歩きし、拡大解釈されていくことを強く危惧する。

この点につき「素案」においても「司法判断に代わるものではなく、本報告の時点における本小委員会としての考え方を示すものであることに留意する必要がある」（3頁）と明記されている。しかし他方、「素案」で示された考え方を「広く国民に対して周知し啓発を図ることが必要」と述べており（37頁）、前述のように「素案」で示された解釈論が公的に承認されたものとして広く共有されるべき趣旨とも誤解されかねない記載ぶりがある。

「素案」はあくまで現時点での論点整理についての小委員会の議論をまとめたものである。今回の「素案」は「一つの法解釈のたたき台」（経済産業省「はじめに」『電子商取引に関する準則（令和4年4月）』も参照）としての意義はあっても、それ以上の権威をもつべきものではないし、もたせるべきものでもない。

以上の理由から、「素案」の冒頭やその概要の説明において、法的な拘束力をもつものではなく、公的に承認された解釈を示すものでもないことを明示し、強調すべきである。

著作権関連法制研究者有志

(50 音順)

金子敏哉	明治大学教授
木下昌彦	神戸大学教授
小島立	九州大学教授
酒井麻千子	東京大学准教授
佐瀬裕史	学習院大学教授
高倉成男	明治大学名誉教授
田中辰雄	横浜商科大学教授
谷川和幸	関西学院大学教授
中山信弘	東京大学名誉教授
前田健	神戸大学教授
丸橋透	明治大学教授

* 本意見書は、下記の意見募集に対して 2024 年 2 月 12 日に提出した意見を、明治大学知的財産法政策研究所のウェブサイトにて公表するものです。

「『AI と著作権に関する考え方について（素案）』に関する意見募集の実施について」
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001345&Mode=0>